下市町告示 第９号

地域計画の変更（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第７項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和８年３月２日

下市町長　仲嶋　久雄

１　地域計画の変更（案）を作成した地区

（１）新住地区（新住団地・栃原団地・丸尾集落）

（２）下市地区（下市団地）

（３）平原地区（平原団地）

（４）栃原地区（栃原団地・栃原集落）

（５）阿知賀地区（瀬ノ上集落・岨集落・峯山集落、六田集落）

（６）梨子堂地区（梨子堂集落）

２　縦覧場所

下市町役場　地域づくり推進課

※　地域づくり推進課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時間に限る。

３　縦覧期間

令和８年３月２日～令和８年３月１５日

４　意見書の提出方法等

各計画の変更（案）に対する意見については、縦覧期間の満了の日までに意見書を記載の上、下市町役場　地域づくり推進課に提出とする。なお、地域計画の変更（案）の利害関係者以外は意見書を提出できない。